

八女市小学校の児童及び中学校の生徒の就学の援助に関する要綱

○八女市小学校の児童及び中学校の生徒の就学の援助に関する要綱

平成2年4月24日

決裁

改正 平成16年3月24日決裁

平成19年3月23日決裁

平成27年10月27日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、八女市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒並びに八女市に住所を有し、かつ、八女市立の小学校及び中学校以外の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対し、必要な援助を与え義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(平27. 10. 27・一部改正)

(援助を必要と認める者)

第2条 就学援助を必要と認める者は、前条に規定する児童及び生徒の保護者（八女市に住所を有する者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（同法第13条の規定により、その児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く。）

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(平19. 3. 23・一部改正)

第3条 前条第2号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村
民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

八女市小学校の児童及び中学校の生徒の就学の援助に関する要綱

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく
国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の
減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手
当の全部支給

ケ 世帯更正貸付補助金による貸付

コ 児童又は生徒と生計を一にする者全員の収入の合計額が、生活保護法によ
る保護基準額の1.3倍未満である世帯の者

(2) 前各号の規定にかかわらず、特に校長意見等により教育委員会（以下「委
員会」という。）が援助の必要を認めた者

（平19.3.23・一部改正）

（申請手続）

第4条 援助を受けようとする者は、就学援助申請書を委員会に提出するものとする。

（認定）

第5条 委員会は、保護者の提出した就学援助申請書を第3条各号と照合審査し、
校長意見並びに福祉事務所長及び民生委員の助言を求めて認定するものとする。

（認定の通知）

第6条 委員会は、援助の必要を認定したときは校長へその旨通知し、認定しなかつた者についてはその旨を申請者に通知する。

（援助の方法）

第7条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき又はその他援助の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

（援助の範囲）

第8条 援助の範囲については、それぞれ関係法令等に準ずるものとする。

（平19.3.23・一部改正）

（援助費を支給する期間）

八女市小学校の児童及び中学校の生徒の就学の援助に関する要綱

第9条 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日の属する月から当該学年の末日までとする。

(援助の停止)

第10条 委員会は、援助を必要とする事由が消滅したと判定したときは、援助を停止し、速やかに、学校長及び保護者へその旨を通知する。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日決裁)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。